

鳥取県告示第724号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年12月4日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年12月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取河原用瀬線	変更前	鳥取市上段字海道端323-2地先から同市上原字河原453地先まで	6.0~20.6	972.0
	変更後	鳥取市上段字海道端323-2地先から同市上原字河原453地先まで	10.9~43.2	1,026.0
		鳥取市上段字海道端323-2地先から同市上原字赤目436地先まで	6.0~13.5	834.0